

# 原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元 2019.Sep  
「原発なくそう!九州玄海訴訟」  
原告団・弁護団 Vol.30

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



## 第30回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表代行 梶島 敏雅

第30回裁判期日の8月9日は、長崎原爆から74回目の「原爆の日」でした。核兵器廃絶を求める6日広島、9日長崎の両市長の平和宣言は素晴らしい内容でした。長崎原爆はプルトニウムを使用した

原子爆弾でした。自然界に存在しないプルトニウムは原発の稼働によって生成されます。日本は大量のプルトニウム保有国です。核兵器は持たないが潜在的核兵器能力は持っている、これを外交の力にという自民党指導者がいます。

しかし、広島長崎への原爆投下を受けて、次世代の戦争は核戦争になる事を考えた当時の総理大臣幣原喜重郎は戦争放棄と戦力不保持の憲法原案を発案しました。私たちの原発ゼロをめざす裁判闘争は日本国憲法第9条を発案した幣原喜重郎の思いを現在に活かす運動でもあります。

今年の原水爆禁止2019年世界大会・長崎集会には「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」の代表も参加されています。原発ゼロを目指す闘いは確実に広がっています。

第30回  
口頭弁論

## 東島弁護士の ココがポイント!



原告側は、①昨年末に原告団弁護団で取り組んだ自治体公開アンケートからみて、各自治体が原発事故において不安を抱えており、実効的避難ができないことがますます明らかになったこと(準備書面67)、②仮処分での佐賀地裁決定はテロ対策の不備を認めなかったが、テロはいつ起こるのかわからない故、今回のテロ等対処施設の建設の猶予の状況での再稼働は許されないし、まして甘い

猶予期間すら守れないままの再稼働は許されない(準備書面68)などと主張しました。

意見陳述は、新潟巻原発の建設阻止運動の中心だった中村正紀さんと福島県富岡町の深谷敬子さんにいただきました。

なお、今回は、原告側からは、①火山の危険性(破局的噴火及び火山灰)についての九電の主張への反論、②水蒸気爆発の危険性の主張、③8年経過した中でのフクシマの被害論の補充を行う予定です。

## 目次 Contents

口頭弁論を終えて、ココがポイント.....	1
副団長就任のご挨拶 染谷 孝さん.....	2
意見陳述 中村 正紀さん.....	3-4

意見陳述 深谷敬子さん.....	5-7
団長コラム.....	8-9
九州・沖縄民医連フィールドワーク報告.....	9
新加入弁護士の紹介・今後の日程・支える会からのご案内.....	10



# 玄海原発の すみやかな撤退を求めて 副団長就任のご挨拶

染谷 孝(佐賀大学名誉教授/農学部招聘教授)

この4月から副団長に就任した染谷です。3月末に佐賀大学を定年退職し、ヒマに見えたのでしょうか、長谷川団長からお声がかかったのですが、長い付き合いの長谷川団長からの依頼とあっては断ることは出来ませんから、適任とも思えなかったのですが勉強のつもりでお引き受けいたしました。

専門は土壌学、土壌微生物学で、「良い土や堆肥にはどんな微生物がいるのか?」「外国では生鮮野菜で食中毒を起こすことが多いが、日本では大丈夫なのか?」といったことを研究テーマにして、佐賀大学では25年間学生たちと苦楽をともにしてきました。メタン発酵に関わる微生物の制御なども民間企業との共同研究で従事し、家畜糞や食品廃棄物などの有機廃棄物の資源化にも取り組んできました。そのため、再生可能エネルギー(自然エネルギー)について授業や市民向けの講演会で話す機会も多く、エネルギーや電源問題を知れば知るほど、原発依存のエネルギー政策が不可解に思えてきました。

要は、核ミサイルをいつでも持てる国でありたいという歴代自民党政府の謀略です。原発は核弾頭の原料を生み出す装置なので死守すべきであり、経済効率や安全性は二の次と考えているのです。

そもそも、使用済み核燃料や放射性廃棄物を何万年も保管管理するなんて、人類の能力も経済性もはるかに越えています。ましてや3.11です。あれで安全神話は完璧に崩れ去りました。冷静に判断するなら原発から一刻も早く撤退したほうが経営的にも良いと電力会社の幹部も密かに考えているに違いありません。しかしそうしないのは、「今だけ金だけ自分だけ」のエゴイズムが蔓延しているからでしょう。

玄海原発は佐賀県の西端に位置します。ひとたび重大事故が起きたら、放射性物質は偏西風に乗って佐賀県全域はもとより西日本いや日本全国をたちどころに覆うでしょう。30キロ圏なんていう議論を放射性物質は聞く耳を持ちません。ですから、全国民が玄海原発の当事者なのです。

私も家内も東京の下町に生まれ育ち、両国高校という下町の高校で出会いました。二人とも25年前に佐賀に来たときに、すぐに佐賀の気候風土と食べものや人情が好きになり、翌年にはすぐに自宅を建てました。終の棲家と考える佐賀の地を間違っても原発で破壊させたくはありません。

この時限爆弾のような存在を一日も早く安全に葬り去るために、微力ながらお手伝いしたいと思います。



▲佐賀県への緊急要請行動

8月9日、この日、佐賀県は玄海原発3~4号機に伴うテロ対策の事前了解を強行した。そのため、即日緊急に抗議申入れを行った。

# 意見陳述



原告 中村 正紀さん  
(「巻原発設置反対会議」元事務局長)

## 1 はじめに

私は、新潟県の巻原発計画(東北電力)を、住民投票を大きな梃子にして白紙撤回にした運動に携わった者です。

原発は、放射能が漏れないように完全に管理することは難しく、日本のように自然災害が多いところでは大事故のリスクも抱えています。使用済み核燃料の処理が決まらない「トイレなきマンション」でもあります。ですから、人々は正しく理解すれば、原発なくすということになるのは当然です。

しかしながら、①原発は自然科学の専門家以外分からないことと思われてきたこと、②電力会社や国が情報を隠してきたこと、③原発の利権構造や支配構造から原発反対の声が極めて上げにくい状態が続きました。

それでも原発のことを学び続け、巻町の住民の意識が高まり、原発は要らないという民意の反映を実現したことをこれからお話しします。

## 2 巻原発建設計画を知って

1969年に新潟県巻町(現在、新潟市西蒲区)に東北電力が巻原発(予定基数4基、うち1号機82万キロワット、1982年完成予定)を計画していることが明るみに出ました。新聞報道された時には原発敷地の97%が東北興産というダムー会社によって秘密裏に買収済みでした。

当時の巻町は人口3万人余の小さな町で、米作・漁業のほか、柿(八珍柿)の全国有数の産地です。原発予定地の角海浜は「鳴き砂」で有名です。

私は巻町の高校の教師をしていましたが、教職員組合の役員から原発問題を担当するよう言われました。自治体も電力会社も情報をくれない中、資料集めと情報集めそして学習会を重ねていきまし

た。原発を知れば知るほど危険なものと思うようになりました。そして、私は、「原発反対」を明確にした「巻原発設置反対会議」(以下反対会議)の結成に参加しました。

また、私たちよりも前から、原発建設予定地周辺にガリ刷りのチラシをもって戸別訪問している巻町の若者の集団があり、彼らは地元の老人から、「本気で原発に反対するなら」と予定地の一角の土地を譲ってもらいました。この若者のグループを中心に「原発反対共有地主会」(以下共有地主会)を結成し、その土地に「団結浜茶屋」をつくり反対運動のシンボルにしていきました。

## 3 秘密主義と支配構造の中で

東北電力は県や町とは連絡を取って、住民には密かに計画を進めていました。また、初めは推進派の町会議員や一部の町民を使って実体のない「巻原子力懇談会」等の組織を作りそれらを使って原発の早期建設等の陳情をしていました。

私たちの反対運動の戦術の一つは誘致決議を急ぐ町議会対策です。町議会定員22名中、原発反対議員が2名のみで、残り20名は推進議員です。私たちは町議会多数派が狙う1977年12月の原発誘致決議阻止のために動員をかけました。しかし、これに対し推進派議員は前夜から庁舎内に泊り込み、動員者が集まる前に、誘致決議を可決しました。

また、電力会社は、私たちと同じ土俵で原発問題を論じることはこの間ほとんどなく、原発予定自治体の住民への説明や対話もなしに原発建設への手続きだけは粛々と進めていきました。

私たちは交渉に応じないで建設への手続きを強行する電力会社に対して阻止行動を選択せざるを得ませんでした。例えば、「まやかしの公開ヒアリン



グは許さない”との行動(1981年8月)では全国から8,000人の動員に対して機動隊3,000人です。私たちの整然としたデモに対し機動隊の大規模投入は町民の鬨聲を買いました。町民に国家権力は住民の味方ではないという姿がまざまざと映し出されました。

## 4 住民意識の高まり

地道に自ら学習することと知りえた情報を最大限町民に知らせる事が原発の危険性等への住民の理解に最短の近道でした。闘いの中で誕生した諸団体が開催した学習会は住民投票の実施までの27年間で500回を超えました。高木仁三郎先生を始め全国の学者の協力もありました。また、「住みよい巻町をつくる会」は月1回の手作りのチラシを9000余の全戸に十数年間新聞折り込みをしました。その資金を集めるのに、私たちは農家から収穫後の稲わらを頂いて、諸作業の上畳屋に売って賄うなどしました。

## 5 町民の決起と住民投票の実施・自己変革への道

二選まで「原発凍結」だった町長が、1994年に三選を果たした後に「世界一の原発を作る」と宣言しました。電力会社の原発建設に向けた諸手続きが町有地の買収のみとなったタイミングでした。ついに、地元の造り酒屋の社長はじめ自営業者が、農家のお父さんが、小さな子を持つお母さんが立ち上がりました。賛成・反対にかかわらず“自分の命は自分で決めよう”を合言葉に、「巻原発住民投票を実行する会」(以下「実行する会」という)を結成しました。この会の主だった人たちは、かつては電力会社に動員されて相手側にいた人たちでした。この会はあっという間に大きく膨れ上がります。

巻町では、町内役員や本家に従うという支配構造が古くからありました。従前は、「原発に反対」などと言ったら会社を首にするぞ!とか息子の就職に響くぞ!の恫喝に怯えた日常でしたが、住民の多くはそれを乗り越えようとするところまで来ていました。

実行する会は、住民投票条例を作ろうとしない町

長らに対抗して、自主住民投票を実施しました。実行する会は、ほぼ公選法に準じた実施要綱を全戸に送付し、公正・公平を心掛けました。それでも、推進派の妨害行動は上記に記したようなことも含めひどいものでしたが、「自主管理住民投票」は、有権者23000人の45%に当たる10378人が投票しました。その結果は原発に反対が9854票、賛成が474票、無効が50票でした。

その後、1995年4月に実施される統一地方選挙の町議会選挙で住民投票条例推進派が12名が当選して議会の多数派となり、念願の「住民投票条例」の制定を決めました。ところが、推進派町長の議会対応をめぐり紛糾したため、町長のリコールを実施するなどして町長を辞職に追い込むことに成功し、ついには住民投票派町長を誕生させました。そして、新町長のもとで、条例による「住民投票」を実施し、巻町民は約80%の反対票を入れ、あいまいさを残さない明確な決断を示しました。その後、2004年の東北電力による撤退の表明で、巻原発建設の完全阻止に成功したのです。

多くの住民が、命に係わる原発について自分の意思で判断するように自分を進化させたのです。当時マスコミは巻町のこれらの運動に対して「民主主義の学校」と称した所以です。

## 6 福島原発事故の教訓

8年前の福島第一原発事故で、国や電力会社が振りまいてきた「安全神話」は完全に崩壊しました。

司法も、福島第一原発事故以前に、原発安全神話に加担した責任を負っています。福島第一原発事故後において、再稼働反対の世論が多数を占め続けており、約8割の人が原発は危険と考えていることは世論調査結果にも現れています。これだけ、民意が反映しにくい原発での民意がこれだけはっきりしているのです。「フクシマを二度と繰り返さない」という社会的合意を達成するために、原発を止めるとするのが社会通念であるということを今こそ司法が示すべき時と考えます。

# 意見陳述

原告 深谷 敬子さん  
(「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団)



## 1 はじめに

福島第一原発から南へ7キロの福島県富岡町に住んでいた深谷敬子と申します。今、私は74歳で、郡山市の復興市営住宅で生活しています。私たち原発避難者の苦しみや原発の怖さを知ってもらいたくて福島から来ました。

## 2 原発事故前の生活

私は、福島県郡山市で生まれ、中学校卒業後すぐに東京に出て専門学校に行き、美容師になりました。22歳で夫と結婚し、翌年、長男が生まれたのをきっかけに、夫の地元の富岡町に自宅を新築して引っ越しました。やがて、二男が生まれ、33歳で福島県浪江町のショッピングモールに美容室を出店し、開店のために借りた借金の返済と家族の生活のため、寝る時間を削って働いて、6、7人の従業員を雇うくらいの規模にまでしました。

60歳になった平成16年、私は浪江町の店を長男に譲って、新しく自宅の敷地内に美容室を建てました。自分の美容室には老後の夢と希望がいっぱい詰まっていました。美容師という仕事が好きだった私は、80歳まで働こうと思っていました。

火曜日の定休日と三が日以外は休まず働き、お客さんは、近所の人から、浪江町の時代のお客さん、双葉町や大熊町から通ってきてくれる人もいました。

毎日お客さんと接しながら髪を扱う時間はとても楽しく、笑いが絶えませんでした。次のお客さんがいない時には、髪を切った後も一緒にお茶をすることもありました。

富岡町に建てた自宅は、8LDKの2階建てで、たくさんの人を呼べるように、キッチン・リビング・ダイニングを繋げるように改装したり、対面式キッチン

にしたりとこだわって手を加えていました。

原発事故前は、友人や知人を呼び、居酒屋のように手料理を振舞って賑やかに楽しく過ごしていました。夫とは、当時、すでに死別して10年以上経っていましたが、夫と建てた家と、好きな仕事と、親しい知人友人と過ごす時間があり、毎日が満ち足りていました。

## 3 原発事故の発生と避難

あの地震が起きた時、私はお客さんのパーマをかけていました。揺れが収まったとたん、消防の人から「西に逃げてください」と言われました。この時はすぐに戻れると思い、ひざ掛け1枚をもって逃げました。

それが私の避難の始まりです。

そして、富岡町は人が住めないところになりました。今まで生活していた一つの町から、数時間の間に誰もいなくなるのです。想像できますか。今まで生活していたすべてのものを捨てて逃げるのです。何も知らされることもなく。

自宅から逃げ、大熊町で暮らす長男夫婦と大熊中学校に避難しました。



深谷さんが営んでいた美容室の看板

翌12日の朝、突然「バスが出ますから逃げて下さい」と言われ、訳が分からないまま、田村市常葉町の体育館に移動しました。2000人を超える避難者ですし詰めめの体育館は、防寒具も床に敷くマットもなく、食べ物も薄い食パン1枚でした。寒くて、お腹がすいて、生命の危険を感じました。

そこからは、民間の宿泊施設、知人の家、弟の家、



今年5月24日の現場検証

借り上げアパートと、転々となりました。ですが、どこも、落ち着いて生活ができるところではありませんでした。

やっと、郡山市の復興公営住宅に入居できた時には、すでに10回以上の引っ越しをし、事故から4年以上が経っていました。入居したときには、やっと死に場所が見つかったと思いました。

それでも、復興公営住宅は狭く、富岡の自宅とは比べるべくもありません。住民との関係にも気を使い、避難者であるということを隠して生きています。避難者が来て病院などが混んで迷惑しているという話を聞いたり、賠償金をもらって贅沢しているという偏見の目で見られるからです。面と向かって「避難者とは付き合えない」と言われた人もいました。

親しい友人知人とも離れ離れになり、新しい人間関係を作ろうにも、この年では難しいことばかりです。富岡町で生活をしていたときの、あの自由で楽しみ

がたくさんあった生活はなくなってしまいました。

#### 4 今でも帰宅困難区域

私の家は、今でも帰宅困難区域です。一時帰宅で家に帰ると、田んぼも畑も黒いフレコンバッグが山のように積まれ、前の家をイノシシが3頭歩いて、牛が群れをなして草を食べていました。不気味で、別世界でした。家の中は、動物のうんちがいっぱい、冷蔵庫には虫が湧き、黴臭さと獣臭さが混じった何とも言えない異臭が漂っていました。何も持ち出すことができなかった自宅には泥棒が4回も入りました。一つ一つ買いそろえた家財道具も、すべてダメになってしまいました。

80歳まで働こうと思っていた美容室は、屋根が抜け落ち、壁も崩れ、床は草が突き破って生え、もはや建物とは言えなくなりました。営業損害の賠償は、私が高齢だという理由から、事故から4年で打ち切られました。

#### 5 さいごに

原発事故にあう、原発で避難をするということがどういふことなのか、分かっていただけでしょうか。

避難することによって人生がぐるってしまい、根なし草のような生活をし、いまだに立ち直れない人がどれほどいるのか計り知れません。私もその一人です。



何者かによって家が荒らされている



終の棲家として広くて住みやすい家にしよう、友人がたくさん集まれる家にしようと思って造った家は失われ、付き合いのあった近所さんもお客様も、多くは、今もどこにいるかわかりません。美容師の仕事がしたくても、高齢の私を雇ってくれるところはありません。

家も、仕事も、友人関係も、40年かかって築き上げたすべてのものを原発事故のために失いました。

死に場所が見つかったと喜んで入ったはずの復

興住宅も、心安らかに過ごせるところではありませんでした。生きる喜びもなく、どうしたら心静かに暮らせるかを模索する日々です。避難者に安住の地はないのだと思います。

皆さんに言いたい。これから先、原発のことを聞かれたら声を大にして行ってほしい、絶対に「原発はいらない」と。

すべてを奪った原発が憎いです。



仏壇が勝手に移動？ イノシの子育ての場所に



美容室の屋根は完全に落ちている



生々しい震災の傷跡



# 最良のテロ対策 ～「原発即時停止！ 廃炉！」～

2016年7月12日、原子力規制委員会は、新規制基準の考え方を整理した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方」（以下「新規制基準の考え方」）を一般の人に解説した。解説の目的は訴訟対策か？との質問に対して規制委員会は否定していない。新規制基準の考え方は、同年6月29日付け策定以後3回の改訂を経て2018年12月19日に最終改訂している。このコラムでは最近問題となっている「テロ対策」の実態を明らかにする。

従来唯一のシビアアクシデント対策といえる「原子炉立地審査指針」（以下「立地審査指針」）を原子力委員会は1964年5月27日付けで決定した。このコラムでは、現在の規制委員会がこの立地審査指針を新規制基準の考え方によって評価した結論をとりあげる（「新規制基準の考え方」2018年12月19日版第6章 その他（立地審査指針）379頁～403頁）。

## 原子炉立地審査指針（要約）

### 原則条件

- 1 大きな事故の誘因となる事象が過去になく、将来にもないこと
- 2 原子炉は十分に公衆から離れてること
- 3 原子炉敷地は、公衆に適切な措置を講じている環境にあること

### 基本目標

- a 重大事故を仮定しても、周辺の公衆に放射線被害を与えないこと
- b 仮想事故を仮定しても、周辺の公衆に著しい放射線被害を与えないこと
- c 仮想事故の場合にも、国民遺伝線量への影響が十分に小さいこと

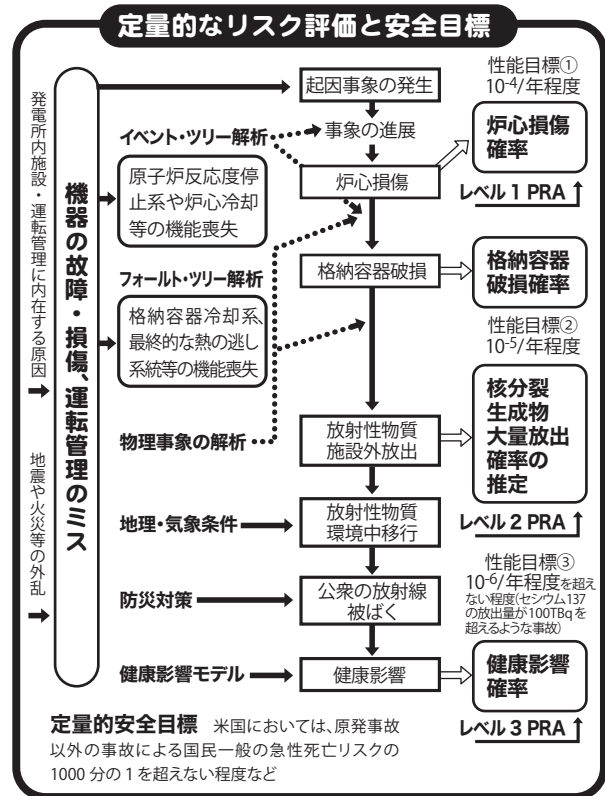
### 審査指針

- 指針(1)** 原子炉からある距離の範囲は非居住区域であること。その範囲は、重大事故が発生しても、放射線被害を与えない距離
- 指針(2)** 非居住区域の外側にある距離の範囲内は低密度人口地帯であること。その範囲は、仮想事故が発生しても、公衆に著しい放射線被害を与えない範囲内
- 指針(3)** 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。その範囲は、仮想事故の場合、全身被ばく量の積算値が国民遺伝線量に対して十分に小さい範囲内

引用文献 乾 康代 都市計画論文集Vol.49 No.3 2014年

新規制基準の考え方は、事故事象に応じて多重

の防壁（深層防護）を用意し、事象の進展を各防壁が突破された確率の積を「リスク」と考え、そのリスクがどれほど小さいかによって、安全性の度合いを表現するものである（確率論的リスク評価）。



以下に、原子力規制委員会が試みた既許可の原子炉施設に対する立地審査指針への適用結果を示す。

(a) 重大事故の発生を仮定した上で、めやす線量（甲状腺（小人）に対して1.5シーベルト、全身に対して0.25シーベルト）を超える区域、すなわち「非居住区域」は発電所敷地内におさまっていたため、敷地外において「非居住区域」の設定はされなかった。

(b) 仮想事故の発生を仮想した上で、めやす線量（甲状腺（成人）に対して3シーベルト、全身に対して0.25シーベルト）を超える地帯、すなわち、適切な措置を講じる環境にある「低人口地帯」は発電所敷地内に収まっていたため、敷地外は「低人口地帯」である必要はなくなった。

(c) 仮想事故の発生を仮想した上で、めやす線量（全身線量の人口積算値2万人シーベルト）を超える



ような人口密集地帯に近接した立地地点は、日本国内に存在しなかった。なお、大都市である東京や大阪が含まれる方位に放射性物質が流れるという想定をする場合、全身線量の人口積算値が最大となることが多いが、その場合においても人口積算値2万人シーベルト未滿となっていた。

既許可の原子力施設に適用した結果であるとすれば、福島第一原発事故はなぜ起こったのだろうか？

起回事象の発生の不確定性は、発電所内の事象であろうと大規模自然現象の外的事象であろうと、事故事象は時間とともに進展するが、確率論的リスク評価手法は「確率」であるが故に時間的変化を示


さない。新規制基準の考え方は事故の安全神話を定量的に見せる手法にすぎないのではないかと？  
原発のぬぐい切れない恐ろしさの根源は「確率は小さいが事故が起こるのは明日かもしれない」恐怖にあるのではないかと！

偶然の航空機衝突事故対策は原子炉及び格納容器の強靱化を第一とすべきもので、発電装置として経済的合理性の欠如は既に明らかになっている。「テロ対策」は政治的・経済的合理性欠如の最たるもので原子力規制委員会が対策を練るなどおこがましい。国がとるべき最良の政策は原発即時停止・廃炉とすることではないかと！！



**全日本民医連九州・沖縄地方協議会**  
**玄海原発フィールドワーク** (8月27日)

2019年8月27日、九州沖縄民医連の各県連事務局長一同で玄海原発フィールドワークを行いました。折悪しく50年に1度という豪雨の中、玄海原発対策住民会議の成富忠良会長、吉田恵子さんにガイドいただき、玄海原発や原発マネーで建設されたいわゆるハコモノ施設を見学しました。学習会では、玄海原発の問題点や政府・九電に配慮した地方行政など、詳しい資料が提示され、同会議の仲秋喜道顧問から長年の玄海原発とのたたかいの中での確信を語っていただきました。九州沖縄民医連は、九州内にある玄海・川内原発のたたかいを支援してきましたが、ほとんどの事務局長は実際に玄海原発を訪れるのは初めてでした。原発のすぐそばに住民の暮らしがある実態を垣間見、命と生業を守るためのたたかいの先頭に立つ、地元の方々に直接お話を伺って、改めて支援を強める必要性を感じました。仲秋喜道顧問の「たたかいはやめなければ必ず勝てる。なぜなら我々の主張が理にかなっているから」との言葉は、たたかいを担う自覚を固めさせていただきました。(民医連九州沖縄地方協議会事務局長 洗川和也)

午前	<b>原発施設周辺見学</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海エネルギーパーク</li> <li>・現在の玄海原発の様子</li> <li>・原発労働者の宿舎の実態</li> <li>・5km圏内の老人施設の現状</li> <li>・電源三法交付金によるハコモノ</li> <li>・モニターリングポスト など</li> </ul>
午後	<b>昼食</b> <b>講義／玄海原発の闘いの歴史</b>  <b>現地解散</b>
	



## 新加入弁護士の紹介

ほもり かずき  
弁護士 甫守一樹

聞くところによると、我が甫守(ほもり)姓は、現在の福岡県糸島市の一部地域にあり、父も母も、生粋の福岡人です。ところが、父がいわゆる転勤族であったため、私はこれまで福岡に住んだことはなく、仙台出身の妻と結婚してからは、ロースクール、修習、弁護士登録とも、宮城県仙台市にて経験し、その後東京で原発事件を専門にやる弁護士になり、予定どおり福岡に移って参りました。

その頃は、まだ裁判所には住民側の話を真

面目に聴かなければという姿勢が感じられることがありました。現在では情勢が大きく変わり、そのような姿勢が感じられる裁判所はまずありません。現状の責任と一端は間違い無く私にあり、己の力不足を呪う日々ですが、今の原発裁判について、住民側かくあるべきという考えがまとまっているわけではございません。

今後とも、試行錯誤を繰り返すしかないと考えております。

どうぞよろしくお願いたします。

## 今後の日程

### 第32陣追加提訴のご案内

10月31日(木) 13時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館  
※今回の締め切りは、10月25日(金)午前

### 第31回裁判のご案内

11月29日(金) 14時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館/開廷14時  
模擬裁判・報告集会会場/佐賀県弁護士会館

### 第32回裁判のご案内

2020年3月13日(金) 14時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館/開廷14時  
模擬裁判・報告集会会場/佐賀県弁護士会館

## 玄海原発訴訟を支える会のご案内

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込書は弁護団のホームページからどうぞ。

### 年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 …… 01760-6-90732

名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会  
(ゲンカイゲンパソジョウヲササエルカイ)

▼他行からの振込

店名(店番) …… 一七九店(179)

口座番号 …… 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでも見られます。

また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもお渡ししています。

★郵送費節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川照

発行日/2019年9月20日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123